

「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）」に関する意見書

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉については、平成２７年１０月にアメリカ・アトランタで開催された閣僚会合において、関係国で「大筋合意」に達したことが発表された。農林水産物のうち、８割を超える品目の関税が撤廃されることになり、重要５品目「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源」についても、その３割で関税を撤廃するとともに、新たな関税割当枠の設定や関税率の段階的引き下げなど、大幅な譲歩を受け入れることとなった。

については、環太平洋戦略的経済連携協定が国民生活の根本に関わる重大問題であることを踏まえ、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

- (１) 「大筋合意」の内容の全ての分野の公表を行い、地方経済や地域農業に与える影響試算など早急な情報提供を行うこと。
- (２) 合意内容が、農林水産分野の重要５品目の確保を最優先した国会決議が遵守されたもので、国益にかなった結果となっているか国会で十分な審議を行うこと。
- (３) 生産者が農業経営を継続出来るよう、現場の声を踏まえた農業への必要な対策と予算の確保を行うとともに、長期的な農業政策の確立を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１２月１６日

福岡県糸島市議会